

第4編 災害復旧計画

風水害等対策計画 第4編 災害復旧計画 目次

第1節 災害復旧事業の実施-----	341
第1 災害復旧事業の種類-----	341
第2 激甚災害の指定に関する事項-----	342
第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項-----	344
第4 市単独災害復旧事業の実施-----	345
第5 被災者の生活再建支援-----	345
第2節 住宅の復旧-----	347
第1 公営住宅法による災害公営住宅-----	347
第2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業-----	348
第3 被災住宅に対する融資等-----	348
第3節 災害義援金の募集等-----	349
第1 義援金の募集-----	349
第2 義援金の受付、保管-----	349
第3 義援金の配分-----	349
第4 配分先を指定した義援金-----	349

第1節 災害復旧事業の実施

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

大規模災害により甚大な被害を受けた場合は、道路、河川等の災害復旧事業を市に代わって実施するよう県に要請を行う。

第1 災害復旧事業の種類

実施担当	各班
------	----

1 公共土木施設復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 砂防設備災害復旧事業
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (6) 道路災害復旧事業
- (7) 下水道災害復旧事業
- (8) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

- (1) 農地農業用施設災害復旧事業
- (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (3) 林道施設災害復旧事業

3 都市施設等災害復旧事業

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市排水施設等災害復旧事業

4 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

8 学校教育施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 中小企業の振興に関する事業計画

11 その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定に関する事項

実施担当	各班
------	----

大規模な被害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による援助、助成等を受けて迅速な復旧を実施する。

1 激甚災害に関する調査

市は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

2 特別財政援助の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

3 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害及び局地激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおり。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業

- ⑬ 堆積土砂排除事業
 - (公共的施設区域内)
 - (公共的施設区域外)
- ⑭ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - ⑤ 水防資材費の補助の特例
 - ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害に係る財政援助措置

局地激甚災害に関わる財政援助措置は、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業

- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
 - (公共的施設区域内)
 - (公共的施設区域外)
- ⑭ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ③ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - ① 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項

実施担当	産業・都市班、産業・土木班
------	---------------

1 農林業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)、及び農林漁業金融公庫法(昭和27年法第355号)により融資する。

(1) 天災資金

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 農林漁業金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第4 市単独災害復旧事業の実施

実施担当	各班
------	----

市は、自然災害により農地、農林業用共用施設又は公共用財産等に被害を受け、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）等の国・県の補助又は地方債の適用を受けることができない被災者等が行う災害復旧事業に対して、朝来市災害復旧事業補助金交付要綱（平成18年朝来市告示第67号）に基づき補助金を交付することにより、その早期の復旧を図る。

第5 被災者の生活再建支援

実施担当	各班、NHK、西日本電信電話㈱、関西電力㈱
------	-----------------------

1 租税の徴収猶予及び減免等

市等は、災害対策基本法第85条の規定により、それぞれの法律又は条例等の規定に基づき、市民税、所得税等の公的徴収金の減免、徴収猶予等の措置をとることができる。

2 公共料金の特例措置

被災者の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じる。

- (1) 上下水道料金の減免等
- (2) し尿くみ取り手数料の免除等
- (3) 放送受信料金の免除等
- (4) 電話料金・電話工事費の減免等
- (5) 電気料金・工事費負担金の免除等

3 生活再建支援制度

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者生活再建支援制度（生活関係経費、居住関係経費）等の活用により被災者の生活再建への支援に努める。なお、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置して対応する。

資 料

- 11-1 朝来市災害復旧事業補助金交付要綱
- 11-2 被災者生活再建支援制度の概要
- 11-3 兵庫県住宅再建共済制度の概要
- 11-4 兵庫県家財再建共済制度の概要

第2節 住宅の復旧

第1 公営住宅法による災害公営住宅

実施担当	産業・都市班、産業・土木班
------	---------------

1 適用基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に低所得被災世帯のため国庫から補助を受けて建設し、入居させるものとする。

(1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- ② 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ③ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

(2) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ② 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

2 建設及び管理

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定し、市が建設し、管理する。ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

3 入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (2) 当該災害発生後3箇年は政令月収が26.8万円以下の世帯であること（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12）。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること（ただし、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない）。

4 建設戸数等

(1) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）

(2) 規格

住宅1戸の床面積の合計が19㎡以上80㎡以下

(3) 国庫補助

標準建設費の2/3国庫補助（激甚災害の場合は3/4）

(4) 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

第2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

実施担当	産業・都市班、産業・土木班
------	---------------

市が行う既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて実施する。

1 国庫補助適用の基準

(1) 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。

(2) 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合に対象となる。

(3) 宅地の復旧の場合

① 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象となる。

② 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象となる。

2 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建	1 / 2
損傷	補修	1 / 2

第3 被災住宅に対する融資等

実施担当	生活・福祉班、産業・土木班
------	---------------

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

第3節 災害義援金の募集等

実施担当	生活・福祉班、総務・生活班
------	---------------

災害の発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、市は関係機関と共同し、または協力して募集、受付、配分を行う。

第1 義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

第2 義援金の受付、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

第3 義援金の配分

(1) 義援金配分委員会を設置し、次の項目について協議、決定する。

- ① 配分方法
- ② 被災者に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

(2) 義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況等を考慮して、迅速に配分基準を定める。

第4 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理する。

